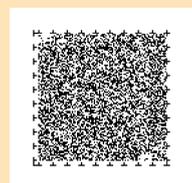

第2章

地域福祉を取り巻く状況



1. 地域福祉の推進に向けた動向

(1) 国の動き

～社会福祉法の改正、重層的支援体制整備事業の創設～

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年6月12日公布、令和3年4月1日施行)」により、社会福祉法が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

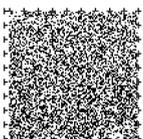
また、社会福祉法の改正により、地域福祉の推進は、①地域住民同士が互いに人格と個性を尊重し合い、②一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加をする「共生する社会」の実現をめざすものとして、その理念や方向性が明確化されました。さらに、社会福祉法の改正を契機として「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」(令和3年3月31日付け)が厚生労働省から通知され、地域資源の活用を促進するための具体的な運用の考え方等が示されました。

複雑化・複合化した課題を抱え、社会との関係性が希薄化した方に対して多様な社会参加への支援を提供するためには、既存制度では対応できていない狭間の支援ニーズに対応する地域資源を確保することが必要とされています。

<重層的支援体制整備事業のイメージ図>



資料:厚生労働省地域共生社会のポータルサイト(<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/#tiikikyosei>)



～その他関連法案等の成立～

■こども家庭庁の設置

こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(こどもまんなか社会)、総合的に推進していくため、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、同年同月にこども家庭庁が設置されました。令和5年12月には、こども施策に関する基本的な方針等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定され、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより「こどもまんなか社会」の実現をめざすことが示されました。

■孤独・孤立対策推進法など、孤独・孤立の問題への対策

令和5年5月に「孤独・孤立対策推進法」が成立し、「孤立・孤独の状態にある者の問題が社会全体の課題である」ことが明記されました。当事者や家族等の立場に立った支援が行われるようにすることや、国・自治体による官民相互の連携・協働の促進、内閣総理大臣を本部長とする対策推進本部の設置など分野横断的な取組み等が示されました。

国の「全世代型社会保障構築会議」が令和4年12月に取りまとめた報告書では、「高齢期はもとより、全ての世代において独居者が増加し、2035年頃には、不安定な雇用・生活環境に直面してきた就職氷河期世代が高齢期を迎え始める中で、孤独・孤立の問題も深刻化するおそれがある。」とされています。

また、居場所のない若年女性たちの存在が顕在化したことなどを背景に、令和4年5月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しています。

■共生社会の実現を推進するための認知症基本法の成立

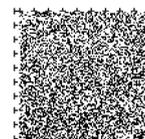
令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、令和6年1月に施行されました。急速な高齢化が進展する中、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって共生社会の実現を推進することが掲げられました。国は「認知症施策推進基本計画」を策定することとなり、区市町村においても地域の実情に応じた計画策定が努力義務とされました。

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(改正法)等の成立

令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、民間事業者の、障がいのある人に対する合理的配慮の提供が「努力義務」から「義務」へ変更になりました(令和6年4月施行)。令和4年5月には、障がいのある方の情報へのアクセシビリティ向上やコミュニケーション手段の充実に係る施策を総合的に推進し、もって共生社会の実現に資することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。

■性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律の成立

令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律」が施行され、国において、多様性への理解推進、誰もが排除されない社会の推進が示されています。



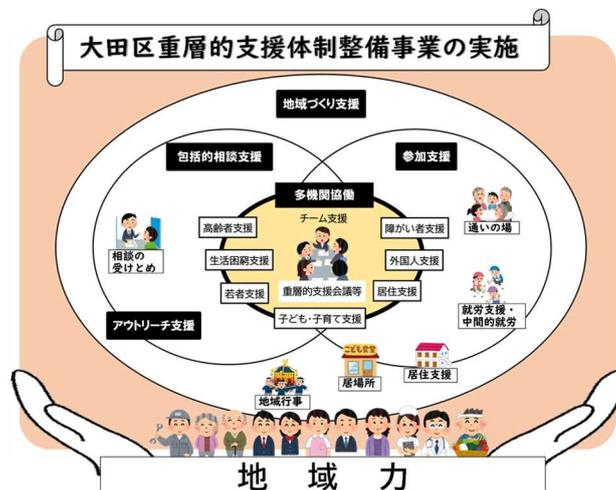
(2) 区の動き

包括的な支援体制強化のための重層的支援体制整備事業の本格実施(令和5年度～)

区は包括的な支援体制強化に向けて、令和2年6月の社会福祉法の改正によって新たに創設された「重層的支援体制整備事業」について、部局を横断し、大田区の地域力を活かした実施について議論を深め、令和4年度は移行準備事業を実施し、令和5年度から事業を本格実施しました。大田区では、

- ① 『『包括的相談支援』、『参加支援』、『地域づくり支援』の3つの支援を“重層的”に実施すること』
- ② 「課題に対して必要な支援サービスを提供するために、支援機関が連携してチームとなって“重層的”に支援すること』
- ③ 「区が行う重層的支援とともに、地域住民、事業者、NPO などの多様な主体が参画し、“重層的”に支えあうこと』

の3点を「重層的」の意味として捉え、分野横断的な包括的支援の体制整備を進めています。



～区における前計画期間の地域福祉推進の歩み～

大田区では、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする前計画において、「複合課題に取り組む個別支援」と「支援と共生の地域づくり」の2点を取組みの柱とし、大田区社会福祉協議会と連携・協働し、大田区らしい「地域共生社会の実現」をめざした取組みを進めてきました。

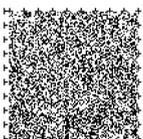
■複合課題に取り組む個別支援

困難を抱えた区民のみなさん一人ひとりの課題に応じたきめ細かい支援を実現するため、支援を必要とする人やその世帯が抱える複合的な課題を的確に把握し、既存の相談支援機関の機能を最大限活用しつつ、包括的に支援するための連携体制を構築するための取組みを推進してきました。

①包括的に相談を受け止める体制の強化

●ひきこもり支援室 SAPOTA の開設

令和4年5月、ひきこもりの方や家族のための相談支援を目的とし、来所型ではなくアウトリーチ型で、本人との関係性を築きながら、自立に向けた支援を行う新たな機関を設置しました。



●大田区若者サポートセンター「フラットおおた」の開設

令和4年10月、さまざまな困難を抱える概ね15歳から39歳までの子ども・若者及びその家族を対象として、属性を問わず多様な手法で相談ができる体制を整備するとともに、気軽に立ち寄れる居場所を併設し、さまざまな活動の機会を創出することで、社会参加や交流を促進し、社会的自立に向けた切れ目のない支援を行う機関を開設しました。



●多機関協働事業(重層的支援会議を含む)の実施

令和4年度に、大森地区をモデル地区として、多機関連携の調整及び重層的支援会議の開催について実施・検証を行いました。令和5年度からは、各地域福祉課で多機関連携の調整機能を設置し、4地区で重層的支援会議を開催し、分野横断の包括的なチーム支援の強化を図っています。



②福祉人材の育成強化

●大田区福祉人材育成・交流センターの機能設置

令和4年4月、区内の福祉事業所等で働く福祉従事者がサービス分野や所属などさまざまな垣根を越えて交流し、切磋琢磨しながら高め合える環境を整備するため、大田区福祉人材育成・交流センターを機能設置しました。多機関・多職種によるチーム支援を強化していくための研修会などを実施し、複合的な課題のある世帯への連携支援の推進に取り組んでいます。



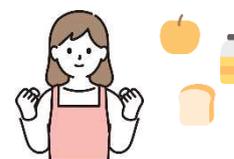
■支援と共生の地域づくり

地域とのつながりは、一人ひとりのライフステージに応じた機会を活用し、「いきがい」や「役割」を見出すことにより、生まれ育まれると考えられることから、大田区社会福祉協議会と連携して、例えば次のような、つながりや参加を促す取組みを推進してきました。

①つながりづくり

●ほほえみごはん事業

毎月1回、地域のボランティアが子育て世帯に食料を届け、玄関先での交流を通じて、子ども・子育て世帯の孤立防止や区民のみなさん同士のつながりのきっかけづくりに取り組んでいます。



②多様な主体の参加

●たすけあいプラットフォーム事業

大田区社会福祉協議会が中心となって、地域の福祉課題をさまざまな地域の方々とともに、共有・協議の場(プラットフォーム)づくりに取り組んでいます。



●フード支援ネットワーク事業

地域の方から食料を集め、仕分けし、必要な方に届けるまでの一連の流れを仕組み化しました。多様な主体が参加できる地域の支えあいのネットワークを広げる取組みを行っています。



2. 区の現状・課題・方向性

※令和4年度実態調査等による分析に基づく

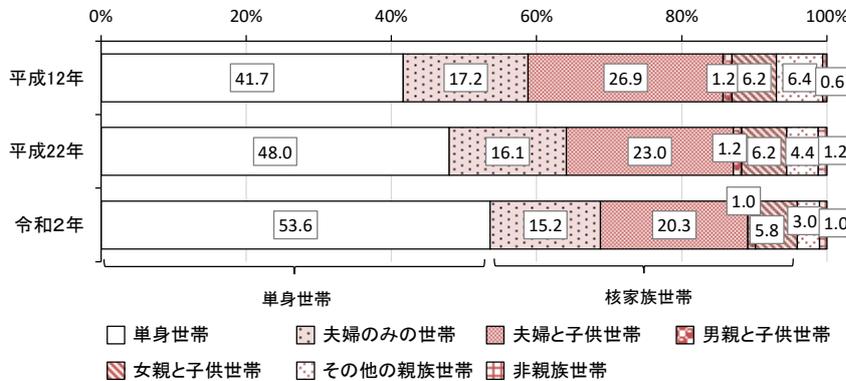
(1) 住民同士のつながり、社会的孤立に関する現状・課題・方向性

～世帯の状況・コミュニティの変化～

■単身でお住まいの方が増えています

- 世帯構成として、単身の割合が上昇を続けています。家族がいる場合も、その多くが核家族世帯となっています。
- このほか、共同住宅の居住者の割合が増えているなど、日常生活における人間関係のあり方や、地域コミュニティのあり方が変化していることがうかがえます。

<大田区における世帯構成の割合推移>



單身世帯の割合が
だんだん増えている
状況にあるぴよん



©大田区

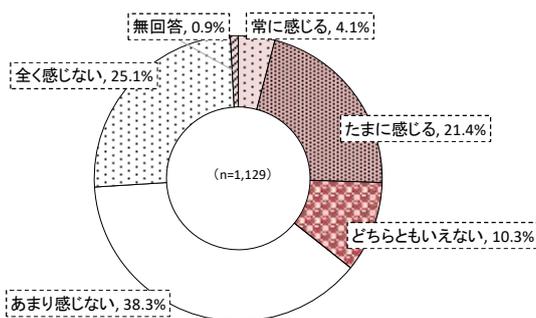
資料：総務省統計局「国勢調査結果」(各年10月1日時点)

～孤立の状況～

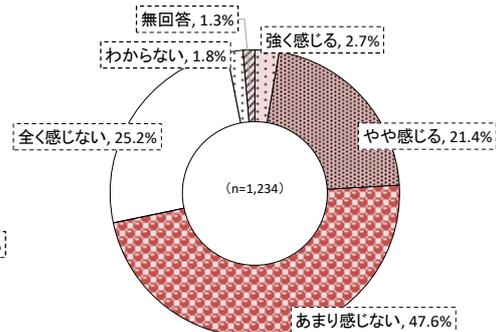
■区民のみなさんの中には「孤立」を感じている方もいます

- ふだんの生活において、社会からの孤立や子育て世帯の中にも子育てに関して孤立感を感じている方がいます。「孤立」は、メンタルヘルスへの影響もあります。また、災害時等、支援を必要とする際に助けを求めることができないという課題が生じます。
- 全国的な動向として、コロナ禍において他者との接点が少なくなって孤独を感じたり、社会的・経済的に孤立したりする人が増えたことが、自殺者増などの要因のひとつになっていると推察されています。

<ふだん、どの程度社会からの孤立を感じますか>

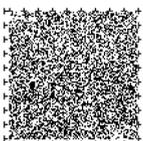


<子育てに関して孤立感を感じますか>



資料：大田区地域福祉計画実態調査 報告書(令和5年3月)

資料：大田区子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査報告書(平成31年3月)

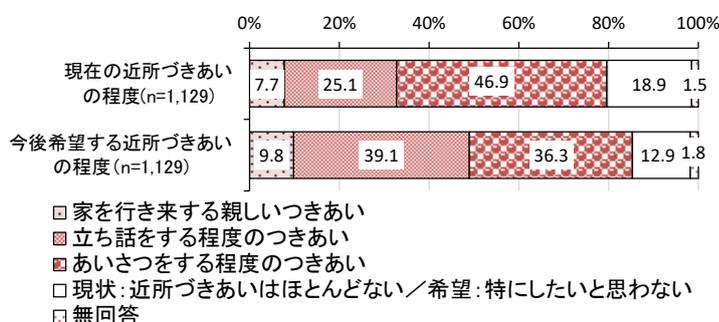


～近所づきあい・多様性への認識～

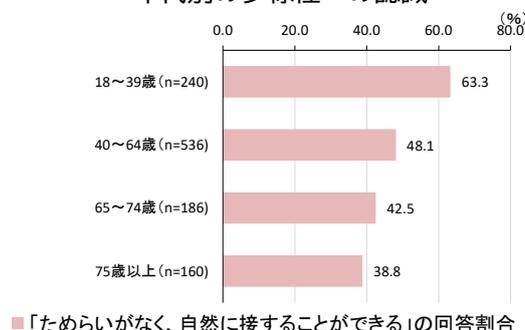
■近所づきあいはより親しい関係を望む方が多くなっており、また、若年世代ではさまざまな特徴や個性を認め合う意識が高くなっています

- コロナ禍においては他者とのコミュニケーションの頻度や外出の機会等が極端に減少し、人々の関係性、つながりの様相に大きな変化がありました。他方で、コロナ禍を経て、人々との関係性や交流の機会を大切に思う気持ちは高まっていると考えられます。近所づきあいの程度や地域とのつながりの程度について、必要性や希望に照らし合わせると、現状の関係性よりも親しい関係を望んでいる人が多い状況にあることがうかがえます。
- また、性別や年齢、障がい、異なる国籍など、さまざまな特徴や個性を持つ人たちに対して自然に接することができるという回答する割合は若年層で特に高くなっています。このような点からも、人々の意識や関係性が変化しつつあることがうかがえます。

<近所づきあいの現在と今後の希望>



<年代別の多様性への認識>



資料:大田区地域福祉計画実態調査 報告書(令和5年3月)

～今後の方向性～

孤立を生まない・多様性を認め合う地域づくり

■人と人がつながる、孤立を生まない・多様性を認め合う地域づくりが大切

何かしらの生活課題を抱えた方の中には、必要な支援につながれずに、制度の狭間で孤立してしまい、「生きづらさ」を抱える方もいます。そうした方については、本人の希望に沿って、地域や社会とのつながりを支援することが重要と考えられます。

このような支援に当たっては、各支援機関の対応力と地域の支援力を引き上げることが重要と考えられます。そのためには、区民のみなさん一人ひとりや地域団体、事業者などの協力者を増やしていくことが必要です。住民同士の身近な関係が広がっていくことが重要であり、年齢や性別の違い、性的少数者、身体的な特徴や精神障がい・発達障がいといった見えない障がい、異文化なども含め、お互いの多様性を理解し受け入れられるよう、社会的包摂の意識を高めていくことも大切です。

このほか、区民のみなさんが抱える課題の中には、早期に相談につながり、地域資源の活用も含めて早期に支援できれば、課題の重度化を防ぐことができるものもあると考えられ、このような観点からも孤立を生まないということは、とても重要です。



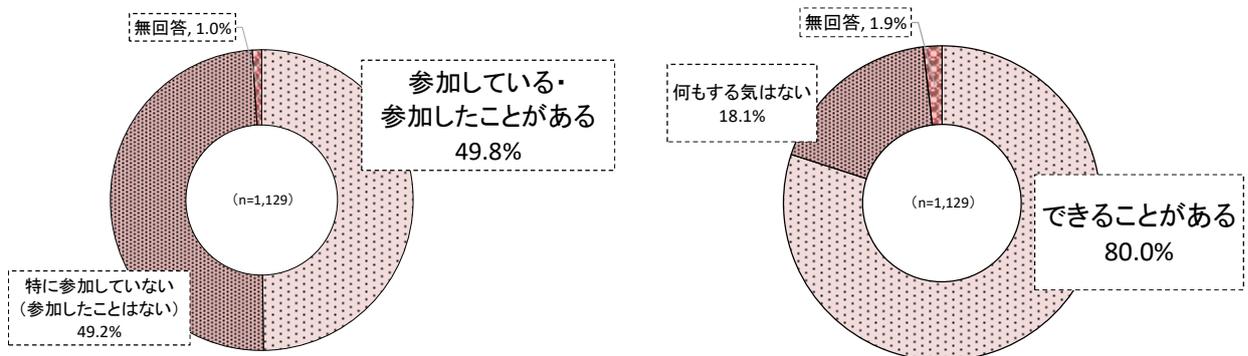
(2) 区民のみなさんの地域活動等への参加に関する現状・課題・方向性

～地域活動への参加状況、参加意向～

■きっかけや条件が整えば活動に参加したい、「できることがある」の回答割合は高くなっています

- 区民のみなさんの中で、現在地域活動やボランティア活動に参加している、あるいは参加したことがあるという割合は約半数となっています。
- また、住民同士の支えあいのためにできることがあるとの回答は8割となっています。このほか、きっかけや条件が整えば活動に参加したいと考えている方も少なくありません。年代・性別等、ライフステージにあった形で参加のきっかけがあることが重要と考えられます。

<地域活動やボランティア活動の参加経験の有無> <住民同士が支えあうために自分ができることの有無>



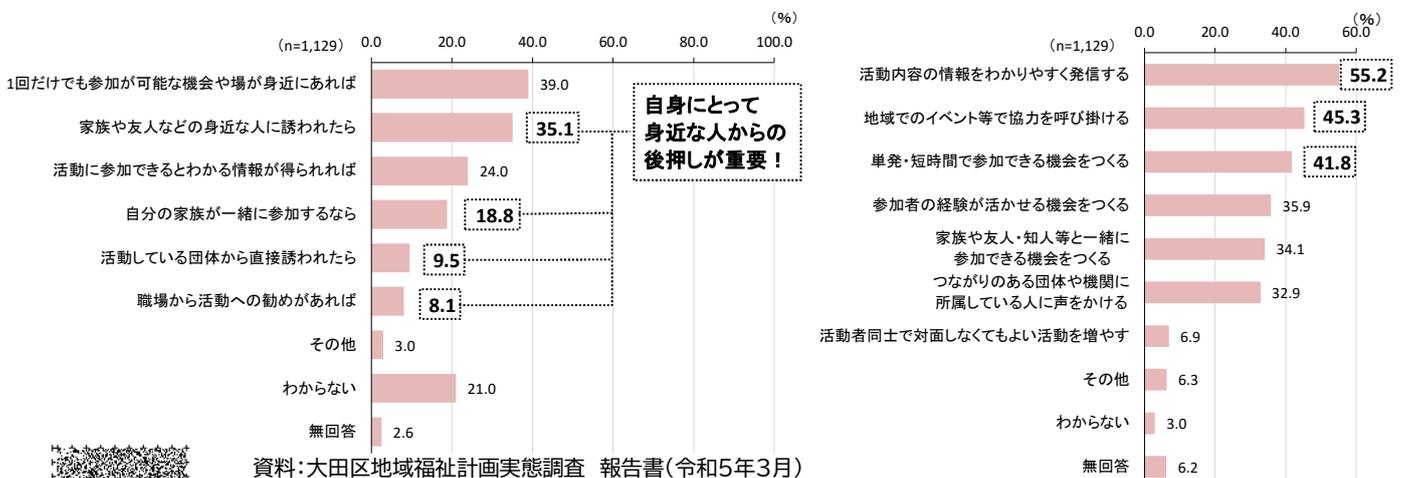
資料:大田区地域福祉計画実態調査 報告書(令和5年3月)

～参加のきっかけとして重要なこと～

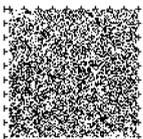
■身近な人からの誘いがあることや、情報が届いていることが重要と考えられます

- 区民のみなさんが活動に参加するきっかけとしては参加が可能な機会や場が身近にあるということに加え、身近な人からの誘いなどがあることが重要と考えられます。
- 地域団体の活動に参加する人を増やすための工夫については、情報発信の重要性に関する回答割合が高くなっています。

<地域活動やボランティア活動に参加したいと思うきっかけ> <活動に参加する人を増やすための工夫>



資料:大田区地域福祉計画実態調査 報告書(令和5年3月)

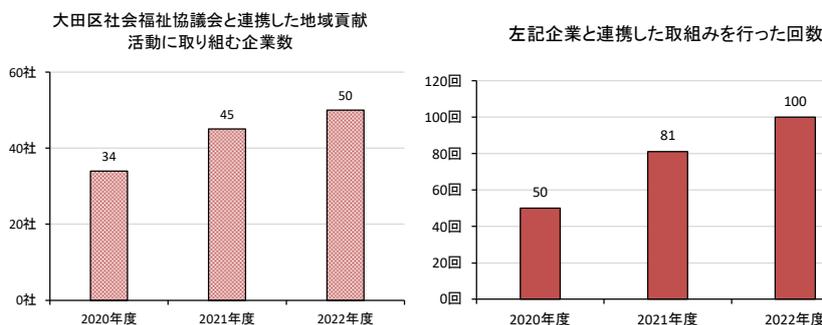


～地域で活動する団体等の状況～

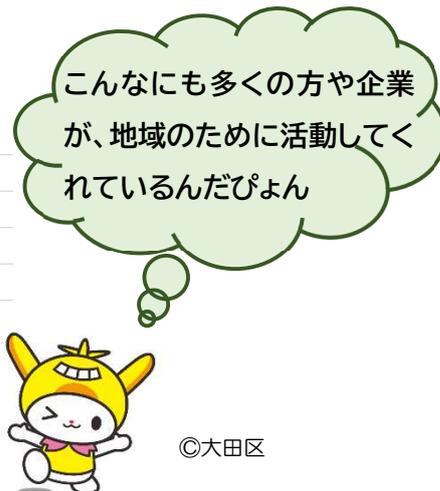
■地域活動における連携等は広がりつつあります

- 地域でさまざまな団体等が活動を行っていくことで、コミュニティがより充実したものになっていくと考えられます。例えば近年では、大田区社会福祉協議会と企業が連携した取組みも進んでおり、徐々に活動の輪が広がっています。
- これらの団体等から行政に求められることとしては、情報の提供、助成金の提供、活動のPR等があり、こうした取組み・支援等も重要です。また、地域で活動する団体等で役割を発揮していただく人材の確保や、活動者の増加のための支援等も必要と考えられます。

<社会福祉協議会と連携した活動に取り組む企業数・取組みの回数>



資料：大田区社会福祉協議会提供データを基に作成



～今後の方向性～ 地域の多様な主体の参加の推進

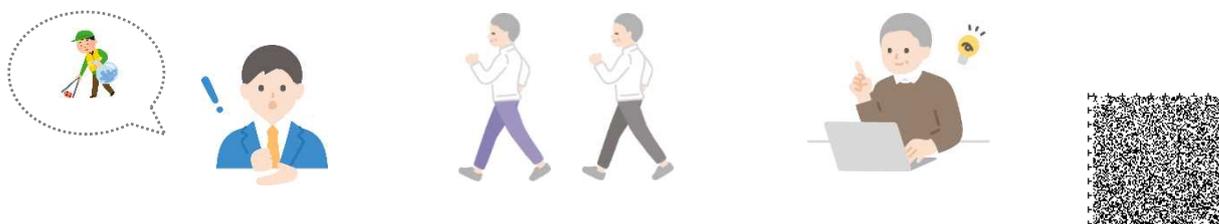
■さまざまな方が地域の活動等に主体的に関わり、役割を発揮できることが重要

今後より一層、さまざまな方が地域の活動等に関わっていけるようなきっかけをつくっていくことが大切と考えられます。また、就労の場や社会参加の場等をさらに生み出し、社会や地域に参画できるよう、本人ニーズに合わせた資源とのマッチングやコーディネートをするということも求められます。

地域に根ざす企業やSDGsを志す企業等との連携を推進することや、サービス・支援の需要と供給の双方の情報を把握してコーディネートする役割を担う、中間的支援を行う組織を活性化することも重要と考えられます。

また、区民のみなさんの地域への参加を促していくためには、世代や分野を超えてつながれる場や居場所の確保、多分野の地域課題を話し合える地域のプラットフォームの形成をめざしていくこと、バリアフリーの取組みをより一層推進することなども大切になると考えられます。

このほか、オンラインでの交流や居場所等の創出、見守りネットワークの構築、デジタルデバイドの解消といったことも、多様な主体の地域参加の推進に当たっては重要なことと考えられます。



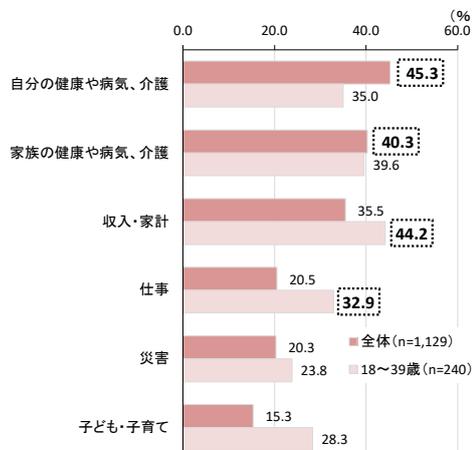
(3) 区民のみなさんの生活課題・相談ニーズ等に関する現状・課題・方向性

～区民のみなさんの生活課題の状況～

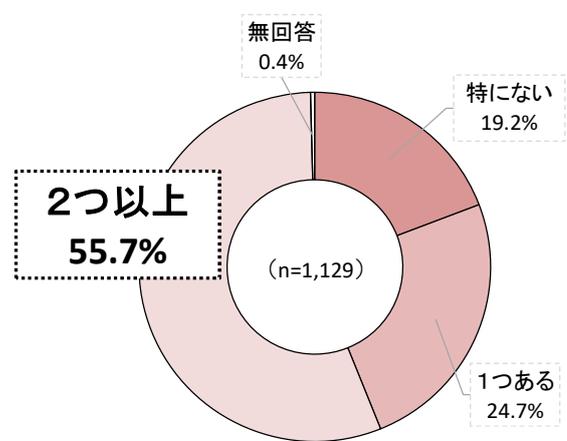
■さまざまな課題、複合的な課題を抱えている方がいます

- 区民のみなさんの中には健康のことや収入・家計のことなどさまざまな不安や困りごとを抱えている方がおり、複合化した課題を抱えている場合も少なくないと考えられます。
- 例えば高齢者に関しては生きがいが見いだせないということや、閉じこもり傾向やうつ傾向などの課題を抱える方もいます。また、障がいのある方は本人・支える家族の高齢化や生活困窮等も課題になっています。子育て世帯においても育児ストレスやDV等の問題が生じる場合があり、このほか、ひとり親世帯における子育て負担も大きくなっていると考えられます。

<日常生活を送るうえでの悩みや不安・困りごとの内容>



<悩みや不安・困りごとの個数>



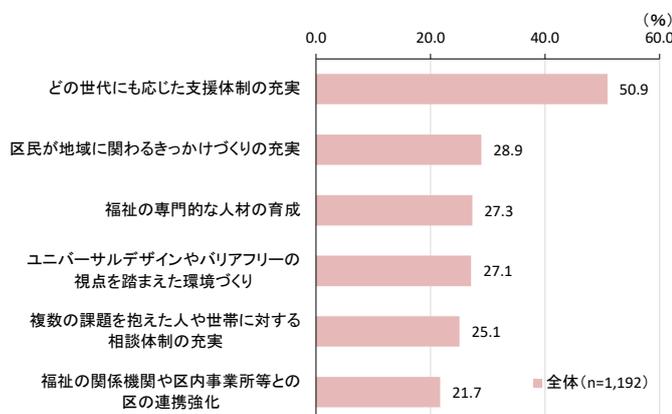
資料: 大田区地域福祉計画実態調査 報告書(令和5年3月)

～相談等に関するニーズ～

■どの世代からの相談等にも応じることができることが求められています

- 区民のみなさんがさまざまな課題を抱える中で、周囲からのサポートを必要とする場面も少なくないと考えられます。ただし、相談できる人・場所がないと考えている人もいます。
- 今後は、より気軽に、さまざまな相談や専門的な相談ができることが求められており、区民のみなさんのどの世代にも応じることができる支援体制の充実を図っていくことが重要と考えられます。

<今後福祉分野について区が特に力を入れて取り組むべきと思うこと>

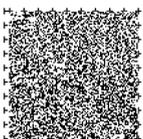


区民のみなさんも、世代を問わない支援体制が必要と感じているぴよん



©大田区

資料: 大田区地域福祉計画実態調査 報告書(令和5年3月)



～ 今後の
方向性 ～

分野横断の包括的支援体制の強化

(包括的相談支援体制の強化、多機関連携のチーム支援の強化、福祉人材の育成・確保)

■どこに相談しても支援につながる相談体制(包括的相談支援体制)が重要

調査結果から、地域のみなさんの生活課題が、複雑化・複合化している現状がわかり、個別の福祉制度だけでは、解決することが難しい状況になっています。

まずは、区の相談機関・専門機関が区民のみなさんの困りごとを丁寧に受け止め、どこに相談しても支援につながる相談体制(包括的相談支援体制)が重要と考えます。

体制を整えるにあたり、次のような点も、今後、必要と考えられます。

- オンラインでの相談受付や、相談情報等を随時共有できるようにするなど、DX化を推進
- 相談支援機関の窓口での対応の充実に加えて、区民のみなさんにとって身近な相談の入口の仕組みづくり
- アウトリーチ支援を強化・拡充

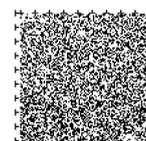


■多機関連携によるチーム支援が重要

生活面、金銭面、健康面などの多方面における課題に対応するためには、ひとつの機関では取り組みが難しく、課題に応じて関係機関等が連携し、世帯をチームで支援することが重要です。

チーム支援とは、「区民(世帯)の課題に応じて、関係する各支援機関、多様な地域の関係団体が集まり、支援方針を共有し、互いを尊重しながら、それぞれの役割分担(ポジションニング)に基づき、継続的な支援を実践すること」を意味します。

多機関連携によるチーム支援を形成するため、連携の意識を高め、支援機関の連携体制、地域との協力体制の構築を進めることが重要となります。



■ 包括的な視点を持った福祉人材の育成・確保が重要

福祉に携わる現場の従事者のみなさんの中には、多様化・複雑化した生活課題を抱える区民の方への対応に苦慮し、抱え込んでいるという現状があります。

今後、支援者自身が孤立しないようにすることや、チームとなって支援していく一人ひとりの連携意識の向上がますます重要となります。

そのためには、これまで以上に連携による支援の機会を増やしていくと同時に、福祉に携わる従事者が、気軽に連携し合える関係性を深めていくことが大切です。

さらに、区内の福祉事業者の方々と協力して、福祉人材の確保に向けた機会を増やすとともに、就労を希望する元気な高齢者や外国人など多様な人材の確保に向けた取組みについての検討も必要と考えられます。

これらのことを通じて、複合的な課題に対応するための包括的な視点を持った人材を育成し、増やしていくことが重要です。

